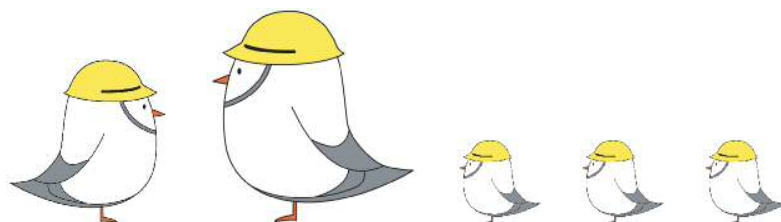


〔防災行政無線など〕



質問 1 2

防災行政無線が聞き取れません。

答え

防災行政無線は、現在、デジタル化工事を実施しており、平成29年3月には完成予定です。

デジタル化する理由は複数ありますが、難聴対策として、改めて、電波が確実に子局に届いているかどうかの調査となる固定系の電波伝搬調査を実施した結果、親局から電波が届きにくく、音声信号が伝わりにくい箇所があったことから、庄和地域北部に対応するための再送信子局を、南桜井小学校に増設するとともに、八木崎小学校と、旧市立病院東棟の2箇所に子局を増設しました。

また、「音を遠くに飛ばすストレートスピーカー」と、「音を幅広く飛ばすフレックススピーカー」とを周辺地域の実情に合わせて、選択するとともに、スピーカーの設置方向についても、調整を行うことで、より聞こえやすい配置としています。

質問 1 3

防災行政無線の放送内容を聞くことが出来る別の手段はありますか。

答え

防災行政無線の放送内容は、フリーダイヤルの電話から確認できます。

⇒ 電話番号：0120-899-300（無料）

さらに、安心安全情報メール「かすかべ」に登録していただくと、放送の内容が配信されます。

安心安全情報メール「かすかべ」は、市外・県外どこにいても配信されますので、ぜひ登録をお願いします。

安心安全情報メールの登録方法は、このマニュアル9ページをご覧ください。
登録方法は、自主防災訓練時や公民館でも気軽にお尋ねください。

質問 1 4

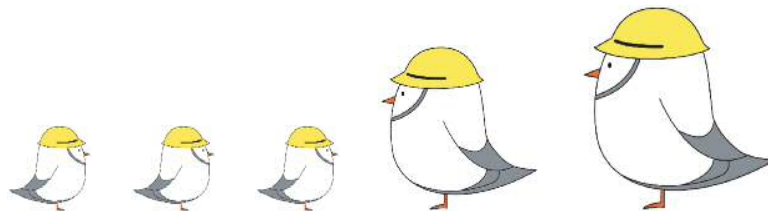
災害時に電話が使えなくなったとき、家族に連絡するには、どんな方法がありますか。

答え

家庭にある電話では「171」をダイヤルし録音する「災害用伝言ダイヤル」、携帯電話などでは各事業者の「災害用伝言板サービス」を使用する方法があります。

事前に、操作方法を確認し、災害時には使用しましょう。

また、家族で災害時の連絡方法や集合場所などを話し合ってください。



〔避難所の開設〕

質問 1 5

災害発生時に避難所が開設されるのは、どんな時ですか。

答え

震度5強以上の地震が発生した場合には、市の一時避難場所担当者が、直ちに避難所に向かい、施設の安全確認や避難者状況を把握し、災害対策本部と各自治会長と協議、調整のうえ、避難所を開設します。各自治会長や自主防災組織会長、役員の方は、可能な限り速やかに避難所に集合してください。

なお、風水害の場合は、大規模な浸水被害が想定される場合であっても、市内で土砂災害が発生することは、極めて低いことから、原則、避難所は開設いたしません。

地震の場合は、このマニュアル17及び37ページ、風水害は21ページをご覧ください。